

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	街路事業（現道拡幅）					
地区名	西三河都市計画道路 3・5・53号西尾新川港線					
事業箇所	西尾市本町地内始め					
事業のあらまし	<p>本路線は、西尾市の名鉄西尾駅から碧南市の新川港まで東西に横断する幹線道路である。当該事業区間は名鉄西尾駅を中心とする西尾市中心市街地の骨格を形成するとともに、駅へのアクセス道路としての役割も担っている。市の商業エリアとして沿線には中央通り商店街が立地しているとともに、西尾市の都市計画マスタープランにおいても西尾市の中心市街地にふさわしい商業空間、歩行空間の整備、都市景観の形成が必要であると位置付けられている。</p> <p>しかし、整備前は一方通行規制されている狭い道路であった。さらに、歩道も狭小で歩行者や自転車等の安全性が確保されていないことが商店街集客のひとつの阻害要因となっていた。</p> <p>そのため、現道を拡幅し自転車歩行者道を設置することで歩行者等の安全性向上を目指した。あわせて電線類の地中化を行い景観性の向上を図ったことで商店街の集客性の阻害要因が解決され魅力ある中心市街地の形成につながった。また、2車線化を行い交通の円滑を図ったことで一方通行規制が解除された。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■魅力ある市街地の形成 ■道路沿道環境の改善（2車線化） <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	7.2億円		□工事費1.2億円、□用補費5.6億円、□その他0.4億円			
事業期間	採択年度	平成14年度	着工年度	平成14年度	完成年度	平成21年度
事業内容	<p>道路改築 （L=145m、W=18m、車線数2）</p> <p>電線類の地中化 （L=290m（145m×2））</p>					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■魅力ある市街地の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・自転車歩行者道を設置したことで、狭い歩道を通行する状況が改善した。 ・当該事業区間を含む地区は、西尾市の中心市街地であることから電線類の地中化と平板ブロック舗装を行い景観性の向上を図ったことで、市の魅力ある市街地の形成に寄与している。 ■道路沿道環境の改善（2車線化） <ul style="list-style-type: none"> 2車線化したことで一方通行が解除され、市の中心市街地の骨格を形成する道路として機能した。 <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>当該事業区間の整備により、景観性や歩行者の安全性が向上し魅力ある市街地の形成につながっている。また、2車線化により一方通行が解除され周辺地域の交通の円滑化が図られていることから事業目標は十分に達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				

Ⅲ 対応方針	
今後の事後評価の必要性	事業目標に対して目的を達成しており、事業の有効性が認められたため、今後の事業評価の必要性はない。
改善措置の必要性	事業目標に対する効果が発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。
同種事業に反映すべき事項	商店街内で街路整備を実施する場合は、地元自治体が考える将来の商店街の方向性や商店街の方々の意向も理解しながら進めていかなければならないと考える。